

豊田市認証保育所制度について

🌻 豊田市認証保育所制度とは？

認可外保育施設は、市民の多様化する保育ニーズに応えるための重要な施設の1つとなっています。

豊田市は、認可外保育施設のうち、国が定めた基準を上回る基準（豊田市が独自で設定）を満たす施設を、『豊田市認証保育所』として認証し、その運営費の一部を助成する制度を設けています。

🌻 認証基準は？

『豊田市認証保育所認証要綱』において、認証保育所の認証基準を規定しています。認証基準は73の項目があり、それぞれの評価点の合計に応じ、認証区分（Ⅰ～Ⅲ）を決定します。

🌻 交付金額は？

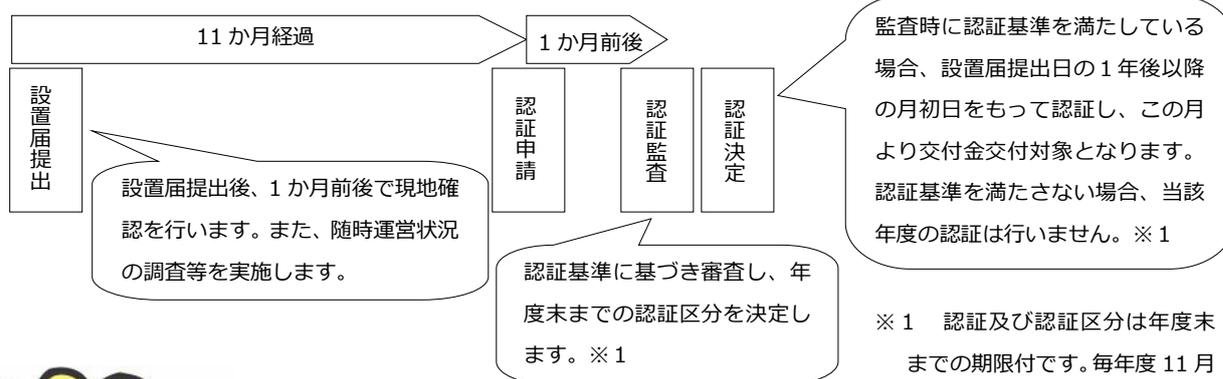
助成金額は、①認証区分、②基準日時点の保育を必要とする児童※数で決定します。詳細については、『豊田市認証保育所交付金交付要綱』にてご確認ください。

※保育を必要とする児童

豊田市在住の0～3歳児で、保護者の就労等により、家庭保育ができない児童。

🌻 認証までの手続は？

まずは、豊田市児童福祉法施行細則に規定された『認可外保育施設設置届』を提出していただきます（児童福祉法で届出が義務付けられていない施設においても、認証を受ける場合は届出が必要です）。設置届提出後、認証を受けるまでの一般的な流れは以下のとおりです。



大切な子ども達のために、よりよい保育環境・保育内容の提供にご協力ください。

※1 認証及び認証区分は年度末までの期限付です。毎年度11月以降に認証監査を行い、次年度の認証区分を決定します。そのため、認証区分は年度ごとに変わる場合もあります。

【問合せ】

豊田市 こども・若者部 保育課
TEL (0565) 34-6809
FAX (0565) 32-2088